

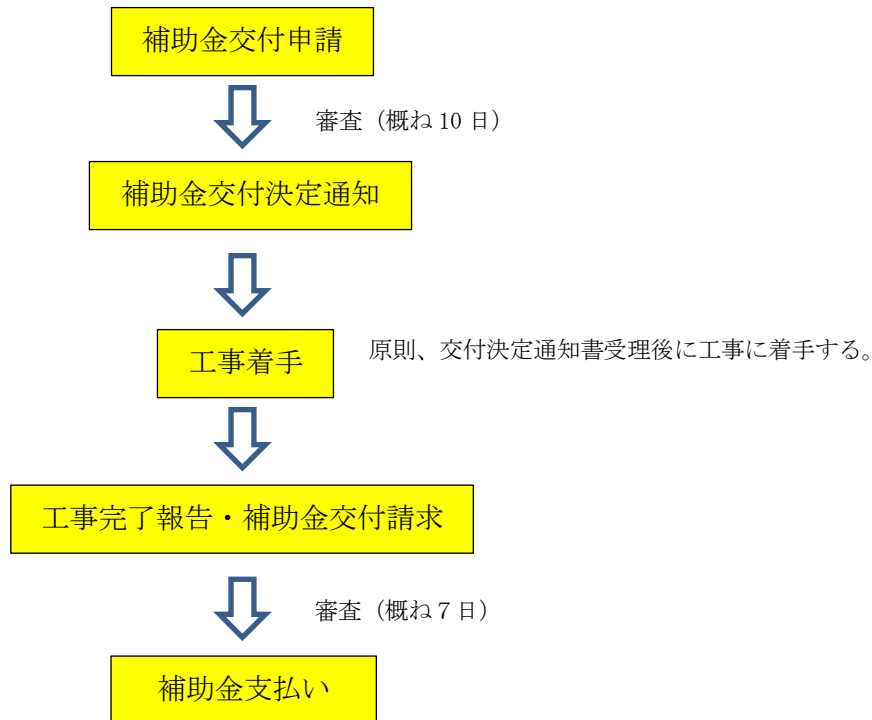
令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災住宅等補修補助金 Q & A

令和7年4月8日

《申請手続き関連》

Q 1. 申請の流れを教えてください。

A 1.



Q 2. 申請時に必要な書類等を教えてください。

- A 2.
- ・大船渡市被災住宅等補修補助金交付（変更）申請書（様式第1号その1、その2）
 - ・補修工事内訳書（別紙1）
 - ・補修計画図その他補修方法を示す図書
 - ・施工前の写真
 - ・補修工事費見積書、工事費明細書又は領収書
 - ※ 林野火災による被害に係る工事とその他の工事がある場合は、それぞれの工事費を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、捺印のあるものに限る。
 - ・り災証明書又は被災状況を証明できる書類
 - ※ 被災状況を証明できる書類は、被災状況の写真等を提出してください。上記の施工前の写真で判断可能な場合は1部のみ提出でかまいません。
 - ・その他市長が必要と認める書類

Q 3. 申請はいつまでにすれば良いですか。

- A 3.
- 原則として、工事着手前に交付申請し交付決定を受けてからの着手（契約等）になります。令和7年3月10日以降で既に着手したものについては、市役所住宅管理課にご相談ください。

Q 4. 工事の完了期限はありますか。

A 4. 令和 8 年 2 月 27 日までに完了報告書を提出する必要があります。事務手続きを考慮し、余裕をもって補修工事を実施してください。

Q 5. 収入（所得）要件はありますか。

A 5. ありません。

Q 6. 申請書はどこでもらえますか。

A 6. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 7. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A 7. 申請場所は、市役所住宅管理課です。
申請時に聞き取りするため、郵送での申請はできません。

Q 8. 応急修理制度も利用したいのですが、併用は可能ですか。

A 8. 応急修理制度を利用して補修する箇所以外で、補助対象となる箇所を補修する場合は可能です。ただし、諸条件がありますので、要綱及び要領等の資料をご確認ください。

Q 9. 施工業者による代理申請はできますか。

A 9. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状（任意書式で可）が必要です。

Q 10. 建物所有者が親名義等の建物は対象になりますか。

A 10. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）を添付し、2 親等以内が確認できれば対象です。

Q 11. 建物所有者が死亡し、相続登記がまだされていない建物は対象になりますか。

A 11. 建物所有者と申請者の関係が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）、固定資産税の納税義務者等がわかる書類を添付していただき確認できれば対象とします。なお、他の相続人の承諾が必要となる場合もあります。

Q 12. 転勤等で一時的に自宅を離れている者が、被災した自宅を補修する場合は対象となりますか。

A 12. り災証明書等による判断となります。り災証明書等と居住実績等が判断できる書類（電気や水道の利用代金の伝票等）を一緒に提出してください。また、補修後に当該住宅に入居することが条件となります。

Q 13. 現在は対象建物に居住しておらず、被災住宅を購入後に補修して居住する予定ですが、対象になりますか。

A 13. 被災者とはみなされないため、対象になりません。

Q14. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合や工事を取止めた場合はどうすればよいですか。

A14. 補助金交付（変更）申請書を提出してください。ただし、内容によっては不要なケースもありますので、事前にご相談ください。

Q15. 他の補助金と同時申請は可能ですか。

A15. 対象工事箇所が異なる場合は可能です。例えば、この工事は省エネリフォーム助成事業の分、この工事は木造住宅耐震改修支援事業の分、この工事は居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の分（申請は長寿社会課）と明確に区別できる場合は、その対象工事ごとに申請は可能です。

《工事内容関連》

Q1. 補助の対象となる被災住宅等とは。

A1. 被災者自らが居住する住宅で、半壊、準半壊及び一部損壊の認定を受けた被災住宅、又はその他市長が必要と認める箇所（被災した箇所）を含む住宅です。

Q2. 補助の対象となる工事とは。

A2. 被災者が大船渡市内で自己が居住するために行う、被災住宅等の補修工事（税抜き5万円未満のものを除く）です。ただし、被災住宅のうち長屋、共同住宅又は店舗、事務所等との併用住宅にあつては、被災者が自ら居住する部分に要する経費に限ります。

Q3. 補助の対象工事とは具体的にどのような工事ですか。

A3. 火災による外装材、内装材、構造材及び設備機器の焼損等の直接的な被害だけでなく、消火活動に伴う破損等の間接的な被害を補修する工事も対象となります。

具体的には、住宅本体の被災部分の補修及び被災住宅外部に附属するエアコン室外機（室外機のみ交換できない場合は室内機も対象とします。）、給湯器、太陽光発電、太陽熱利用システム、浄化槽及びブローア、臭突管、アンテナ（地デジ、BS）、外部照明（玄関、勝手口等）、軒樋・豎樋、雨戸、シャッター類等の補修、生活に必要不可欠な電気設備及び給排水設備並びに空調換気設備等の補修を対象とします。

基本的に、電気（東北電力）、市水道、有線放送（TV組合等）、電話（NTT等）の配線及び配管等は、各事業者が修理を負担することになっています。ただし、住宅内に引込まれた部分のものについては、当該補助の対象となる可能性がありますので、詳細はご相談ください。

家電、家具（カーテン等も含む）、有線放送の機器及び配線、駐車場や庭の外部照明等、鳥獣被害防止用設備（鹿網等）の補修工事は対象外とします。

Q4. 自ら行う補修工事は対象ですか。

A4. 使用材料について、領収書及び明細書等がある場合は、材料費のみ対象となります。自身の工賃及び機材に関するものは対象外となります。また、部分的に外注した場合は、その外注費は対象となる場合がありますので、詳細はご相談ください。

Q 5. 自らが経営する会社で補修工事を行う場合は対象ですか。

A 5. 対象となります。ただし、会社との契約書を作成し、完了報告書提出時には代表者印のついた領収書の写しが必要です。

Q 6. 工事を分割して発注した場合は対象ですか。

A 6. 対象となります。

Q 7. 家電製品等の修理や交換は対象になりますか。

A 7. 対象外です。

Q 8. 処分費を経費に含んでよろしいですか。

A 8. 被災した部分の補修工事に関連するもの（外壁材、建具、ガラス等）は対象となりますが、被災していても家電や家具、カーテン等の処分は対象となりません。

Q 9. 施工業者に関する要件はありますか。

A 9. ありません。

Q10. その他市長が必要と認める箇所の対象はどのようなものですか？

A10. 住宅に被害が無くても、その住宅で生活するのに必要不可欠なものが被害を受けている場合で、被災状況を証明する書類（被災状況の写真等）を提出していただき、市が確認をして承認したものが対象となります。

例) 住宅外部にある電気設備の配線配管等、自家給水設備の配管や設備機器等、排水設備の配管や設備機器等、空調設備及び換気扇（換気口）等の損傷等が対象となります。対象についての詳細は、被災状況の写真等をお持ちいただき、市住宅管理課にご相談ください。

Q11. 複数回に分けて申請しても良いですか。

A11. 複数回に分けて申請してもかまいません。ただし、申請ごとに、対象となる要件（補修工事に要する経費が税抜き 5 万円以上等の要件）を満たしていただく必要があります。また、補助限度額については、各申請を合わせた金額が限度額以内（応急修理制度を利用する場合は上限 5 万円、応急修理制度を利用しない場合は上限 15 万円）となります。

Q12. 室内及び屋外のクリーニングは対象となりますか。

A12. クリーニングのみは対象となりません。ただし、補修工事に伴うクリーニングは対象となります。